

Title	糸割符制度をめぐる諸問題(上) : 中村質氏の最近の論文を読んで
Sub Title	Some problems on the itowappu or silk purchase en bloc by privileged merchants (I)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.4 (1986. 5) ,p.1(271)- 14(284)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

糸割符制度をめぐる諸問題 (上)

——中村質氏の最近の論文を読んで——

高瀬 弘 一 郎

符奉書の実効性。四、糸割符制の蘭船適用。

中村質氏の最近の論文「初期糸割符制をめぐる諸問題」⁽¹⁾は、一、ポルトガル船舶載生糸の取引は、糸割符制定以前は、同じパンカダ取引といっても、それは最初に決めた糸価の適用のみであって一括売りでない、従って売残り・積戻りもある取引であったこと。二、長崎に糸割符会所が存在した。また寛永一八年の奈良屋文書により、当時糸割符仲間の糸高に応じた「増銀」が配分されていたこと等を主な根拠に、糸割符制定以前および初期糸割符制下の取引状況を推測し、それを前提にして、従来論議の対象となってきた次の諸問題について、氏の見解を表明されたものである。一、糸割符制創設記事について。二、糸割符奉書と諸説。三、慶寛期の取引と糸割

符奉書の実効性。四、糸割符制の蘭船適用。本論文は意欲的な労作であり、とくに奈良屋文書の紹介等学界に寄与するところ大きいと思うが、最後の糸割符制の蘭船適用以外の諸問題についての氏の所論には、私の同意しえない面があるので、以下それを論じたい。なお、旧稿との重複はなるべく避けるが、やむをえず一部に重複もある。

二

まず氏の所論の前提となる点を取り上げ、検討する。最初にパンカダ取引についてであるが、パンカダを説明した同時代の史料の記述を確認しておきたい。一六二〇年四月一八日付マカオ発、マノエル・ディアスのイエズス会総会長宛て書翰。

まず氏の所論の前提となる点を取り上げ、検討する。最初にパンカダ取引についてであるが、パンカダを説明した同時代の史料の記述を確認しておきたい。一六二〇年四月一八日付マカオ発、マノエル・ディアスのイエズス会総会長宛て書翰。

糸割符制度をめぐる諸問題 (上)

「日本では」長年パンカダと呼ばれる方法で生糸を売
 るのを常としている。それは次の通りである。ナウ船が
 停泊している港に、生糸を求める日本人商人が参集する
 と、代理人フレイトマンは、話が纏まり次第一人一人に少しずつそ
 れを売って行くのではなく、全員もしくは彼らを選出す
 る何人かの重立った者と取引をする。即ち、例えば二〇
 〇〇ピコの生糸をピコ当りいくらいくらで渡す、と。彼
 らは任意に自分たちの間でそれを分配する。⁽²⁾

「貿易について」と題するイエズス会文書（年代不明で
 あるが、糸割符制定後であることは略間違いない。）

「代理人フレイトマンは、もたらした生糸のピコ数やその品質を
 申告し、銀の純度についても合意した上で、日本人たち
 と取引をし、価格が決まった。これをパンカダ価格の決
 定 *dar pancada* と称した。その価格で、代理人は凡
 ての生糸を売った。⁽³⁾」

「日本において異教徒たちの改宗に従事しているイエ
 ズス会修道士たちに対して、フランシスコ会の一修道士
 が「一」六一七年一月ローマで広めた中傷文書への回
 答」と題する文書。

「彼ら〔代理人フレイトマンと何人かの役人〕は日本に着くや、
 もたらした凡ての生糸の目録を長崎奉行ゴヴェルナドールに与え、直ちに

彼および日本の商人たちとパンカダ即ち生糸を売る価格
 についての交渉を行う。⁽⁴⁾」

主な史料を三点挙げたが、要するにパンカダ取引は、
 この場合はマカオ側代理人外と日本側の代表との間で
 一括して取引をするもので、その取引交渉の局面では、
 当然のことながら生糸の種類・品質・数量、及び代価と
 して支払う銀の品位等が主として問題となったことが分
 る。

これに対して氏は、糸割符制定以前は日本側に一括荷
 請け出来る団体・機関は組織されておらず、従って、ア
 ルマサン関係者と大口取引の日本側商人との間で、長崎
 奉行・代官等やイエズス会士も含め、最初に取決められ
 たパンカダ価格が、その他の商人の甲乙や取引の多寡
 を問わず適用される。従って、帰帆期が迫っても値引き
 しない代りに、売残り・積戻りもある、といった取引で
 あった、と推定される。⁽⁵⁾氏が売残り・積戻りを指摘され
 る史料的根拠は、日本イエズス会の生糸貿易に関するい
 くつかの史料である。⁽⁶⁾売残り・積戻りを問題にするとい
 うと、売手方即ちポルトガル人の収益状況のことが真先
 に思い浮ぶが、中村氏がこれを言われるのはその視点で
 はなく、専ら糸割符制定を境にしたパンカダの変容を指

摘することに狙いがある、と言ってよい。この点について、氏の説に対する疑問と私見を述べてみたい。

価格は数量と無関係に決まることはない筈であるが、氏説によると、生糸の取引量を殆んど度外視して、彼我の間で統一価格が決められたことになる。従って、糸価決定の段階では、この値でどれだけ生糸が実際に取引されるのか双方ともに分らず、しかも、現実に滞荷を抱えて帰帆時期が迫っても、この価格の制約を受けて、ポルトガル人は値引きをしたくても出来ない、ということになるが、このような商法の想定は無理ではなからうか。パンカダはポルトガル人の持ちこんだ商法であるが、ポルトガル側の立場に立って、売行きの見通しも立たず価格のみ決定されるということは、如何なる意味があるのであろう。季節風航海を行い、しかも国内に商館を設けない当時のポルトガル人の対日生糸取引のあり方から、商品を一括して——全部でなくてもよい——売却することにこそ、パンカダ取引の意義があった、と言うべきであろう。彼我の間の交渉によりパンカダ価格が決定された、ということとは、飽くまで一括取引の価格であったと考える。取引量が確定していなくては、価格の交渉・決定は不可能だと思ふ。この一括取引は、必ずしも

糸割符制度をめぐる諸問題(上)

全部一括取引に付されたことを意味するものではない。舶来生糸の内、或る一定部分についてパンカダ取引を行うことはありうると思ふ。前引一六一〇年四月一八日付マノエル・ディアスの書翰に、「[アルマサンの被選人たちは]第一に、どの位の量の生糸なら日本でいい値で売れるかについて、予め情報を握り、……」とある。日本では、生糸は常に売手市場で大量にもたらせばそれだけ利益がふえる、というわけではなかった。ポルトガル側の代理人は、長崎渡来後、国内の生糸の市況等を見定めて、パンカダ取引に付する生糸量を決め、交渉に臨んだものであろう。その交渉の局面でポルトガル側から提示されるのは、種類・品質・数量が主なものであったに相違ない。数量が多ければ売残りは減ずるが、パンカダ価格は安くなり、数量を抑えればパンカダ価格は高く、売残りがふえる。この辺の判断が、代理人(そして恐らくはイエズス会プロクラドルも)に任せられたものであろう。

越冬(Ⅱ囲い)とパンカダの回数の問題もある。ポルトガル船が長崎で越冬することがあったことは、別稿で記した通りである。この場合、氏の言われる商いだと、その長期にわたる長崎停泊中、当初のパンカダ価格を崩

さず生糸が捌けるのを待つ、ということになるが、それはいささか不自然ではないか。また、初年にパンカダ取引が全く行われなかった、即ち生糸の買付け希望者が皆無で一糸も売れずに越冬に至った、と考えるのも無理であろう。

またパンカダ取引は、複数回行われることがあったようである。例えば、ヴァリニャーノは「弁駁書」(一五九八年)の中で次のように記す。「マカオ市は」次のように決定した。「日本に」送るためにこの町(「マカオ」)に集めた生糸の量の中に、パードレたち自身のかねで買入れた五〇ピコの生糸を、パードレたちのために入れるものとす。その五〇ピコは、最初のパンカダの価格 *el precio de la prim.^{ra} pancada* —— 日本人商人たちとの間で合意に至った最初の価格がそう呼ばれる——で売って「その売上げが」彼らに与えられるものとする。⁽⁹⁾

「最初のパンカダ」とある以上、第二以下があることを意味すると考えてよいであろう。そしてさらに、その第二以下のパンカダ価格が、最初のパンカダ価格とは違ったものになりうることを前提にした文と解してよいであろう。托鉢修道会側がイエズス会を非難してスペイン^{II}ポルトガル国王に提出した覚書に対する、イエズス会の

回答の文書には、ヴァリニャーノがマカオと契約を結んだことを記すところで、次のように見えている。「代理商が毎年日本にもたらす一六〇〇ピコの生糸の中に、五〇(「ピコ」)を入れ、その五〇ピコを最初の価格で売ったその利得が、日本にいるイエズス会士たちに与えられるものとした。⁽¹⁰⁾」

パンカダの話は見えないが、右の「最初の価格」は「最初のパンカダ」と同義であろう。推測するに、ポルトガル船長崎入港の情報が流れるや、上方等国内各地から商人が長崎に参集するわけであるが、ある程度集ったところでパンカダ取引が行われた。これは飽くまでその際取り引される生糸について、一括取引がなされた。当然売れ残ることがある。その分については、帰帆時期ぎりぎりに多少値引きをした第二のパンカダを行なって売却し、帰航したか——その場合は、売残り・積戻りの可能性を残す——または、その価格如何では、越冬を決意した。以上のような取引が考えられよう。パンカダが複数回行われ越冬もありえた、ということは、当然売残り・積戻りもありえたことを意味するわけで、右のようにいろいろな可能性がある中で、どの道を選ぶかは、その年の国内の生糸需要を見極めた上での、損得勘定の上に立

った代理人ららの判断と決断によるものであったろう。

一括荷請け出来る団体・機関は組織されていなかった、と主張される点であるが、この時期の長崎での取引実務について、具体的確証を示して明らかにするのは困難である。しかし、パンカダ取引が行われたことは疑問の余地はなく、中村氏も統一価格（パンカダ価格）が双方の間の交渉で決められたこと自体は認められるのである。一括荷請といっても、現実に生糸の一括引渡しがあったわけではなく、それは、商人が各々個別にポルトガル船に赴いて荷請けをしたと言っつてよい（この点は糸割符制定後も同様）。はっきりした団体・機関とは言えなくとも、商人たちがある程度参集したところで、長崎の奉行・代官その他の有力者を中心の一つにまとまって、ポルトガル側と一括取引交渉を行う、ということが商慣行として行われてきた、と考えることは、無理な推測ではないと思う。

三

中村氏は、時期的に糸割符制施行後の日本イエズス会生糸貿易に関する史料には、売残り生糸についての規定や記事がなくなっている点に注目され、これは糸割符制

糸割符制度をめぐる諸問題 (E)

により全部一括売買が制度的に保証されたからである⁽¹¹⁾、と言われる。氏がここで論拠とされた史料は、一七四四年一月二七日マカオでジョアン・アルヴァレスが記した「日本の不動産の目録」の次の記述である。「ナウ船がシナに帰航する時にわれわれに与えられるのが常であった四〇ピコの生糸も、もう日本で与えられていない。ナウ船が帰航する時、生糸が売れ残ることがもう全然ないからである。その原因は、当市の住民の資産の貧困さにあり、もう一五〇〇または一六〇〇ピコもの生糸をナウ船に搭載することが出来ないどころか、それよりはるかに少量にすぎず、このため、以前には余って売れ残っていたものが、今ではもうこういった余剰がない許りか、余りに少量の生糸しかもたらさない⁽¹²⁾ので、ナウ船が帰航する以前に凡て売り尽してしま⁽¹²⁾う。」

中村氏はこの史料を引いて、文中では四〇ピコの配当廃絶の理由を舶載糸の減少による売尽しに求めているが、一六世紀末から一七世紀初にかけて舶載量の減少は看取されない、として、その理由を糸割符制に求めておられる。

まず、右の記述はいつ頃のことを言っているか必ずしも明らかではないが、文中一六一三年七月の国王勅令に

言及している⁽¹³⁾ので、それ以後であることは明らかである。氏は私の小論に基づいて、生糸舶載量の減少は看取されない、と言われるが、そうとも言えないのではないか。一七世紀に入ってから、長崎で実際に商いが行われた場合の舶載生糸量を見ると、二五〇〇ピコ以上（一六〇〇年）・一三〇〇〜一四〇〇ピコ（一六一二年）・三〇〇ピコ（一六一四年）・九〇〇ピコ（一六一五年）といったところであり、アルマサン成立当初一六〇〇ピコを標準としていたのに比べ、矢張り減少気味と言えるのではないか。勿論そうだからといって、その理由が、右の文書に記されているように、マカオ市民の貧困ということだけで片付けてよいものではなく、現にポルトガル船の総取引高は減じていない。これは即ち絹織物等他の商品の増加による⁽¹⁵⁾。

中村氏は、生糸の売残りがなくなった理由を、日本側の糸割符制に求めておられる。しかし、果して糸割符制は舶載生糸を全部一括して買い取るものであったか。既に別稿に記したことが、重要な点なので繰り返す。

一、後述するように、一六三一年頃から幕府の実効を伴った統制を受けてパンカダ取引の実態が変化し、ポルトガル側は対抗措置として、パンカダ対象の生糸量を

削減した。

二、史料的に判明するだけでも、少くとも一六三四年以降連年のように、一部有力商人の許に委託貿易により、糸割符の枠外に生糸がもたらされていた⁽¹⁶⁾。

三、一六三六年はポルトガル船将来生糸類は全部で一四四六ピコ八六カテであったが（東大史料編纂所訳に「真綿」と訳されている一ピコ三七カテ半、及び同訳に「けば、すなわち蠶の繭」と訳されている五四ピコ六一カテ（永積訳では「真綿即ち蚕のまゆ」四ピコ六一カテ）を含める⁽¹⁷⁾）、この内パンカダの対象になったのは二五〇ピコ二六カテ半であったようである⁽¹⁸⁾。全体の一七・三パーセント弱である。

一六三七年は同生糸類は二〇三八ピコ一三カテであったが（永積訳に「フィロセル」、東大訳に「けば」と訳されている一二〇ピコ四二カテ半を含める。また原文欠損箇所はボクサー氏によって補う⁽¹⁹⁾）、この内パンカダの対象になったのは二〇九ピコであった⁽²⁰⁾。全体の一〇・三パーセント弱である。

一六三八年は同生糸類は五六八ピコ六六カテであったが（永積訳・東大訳ともに原文に欠損箇所あり、細部は明確さを欠く。仮に「生糸」から「真綿」までの

一 一品目を生糸と見なす⁽²¹⁾、この内パンカダの対象になつたのは約七〇ピコであつた⁽²²⁾。全体の一一・三パーセント強である。

ポルトガル船将来生糸全部がパンカダニ糸割符の対象となつたわけでは決してなく、ポルトガル側に、全体の内どれだけをそれに向けるかを定める決定権が留保されていたのである。初期糸割符（とくにポルトガル船関係）の性格を考える上で、これは重要な点である。勿論ポルトガル船舶来生糸の内のパンカダ対象生糸が、当初からこのように僅かであつたわけではなく、それ所か、原則としてその大部分がパンカダに付されたと言つてよい。しかし、その一方で、いろいろな思惑・要求から終始パンカダ外の生糸取引が行われたことも事実であり、これが一六三一年頃を転機に大きな変化を見せたようである。この点については、後述する。

糸割符制の下では全部一括売買が制度化されていたというわけではなく、ポルトガル側の思惑で、舶来生糸の内パンカダに付す生糸量を裁量出来たのである。寛永一〇年鎖国令の「異国船ニつみ来り候白糸、直段を立候而、不残五ヶ所へ割符可仕之事⁽²⁴⁾」は遵守されていない。況や、慶長九年糸割符制定後のことを伝えていると思われる

糸割符制度をめぐる諸問題(上)

『糸割符宿老覚書』の「毎年積渡り申候糸、何程有之候共、不残右之題高ニ割付、三ヶ所江買取⁽²⁵⁾」の記述のように、行われていない。従つて、氏が指摘された糸割符制定以前の、売残り・積戻りがあつた当時と、この点取引の実態に変化を見たとは言えない。

その後売残りが見られなくなったことが、仮に舶載生糸量の減少と因果関係がないにしても、だからといって直ぐにそれを糸割符制で説明することは出来ないわけだ、彼我の要求・思惑が合致して全部一括売買が成立したとも、残糸はパンカダ外で取引が行われたとも考えられよう。

四

次に、糸割符制下の取引の実態、とくに増銀についてである。まず氏が紹介された、寛永一八年の奈良屋孫兵衛ほか三名の文書である。松村が四人の糸割符仲間から割符の利権を借り、長崎に下向して、現糸を購入し、自己の危険負担の下にこの白糸の商いをした。松村は白糸五〇斤につき「掛出し銀」二五〇目宛を、購入高の多少に応じて四人に支払う、という約定である⁽²⁶⁾。この「掛出し銀」であるが、氏説のように、一種の増銀と考えるこ

とも可能かも知れない。しかし、氏が指摘しておられることでも⁽²⁷⁾あるが、

一、現実に白糸の取引が行われる以前に金額が定められていること。

二、金額に端数がないこと。

三、四人の糸割符仲間が松村に割符の利権を貸与したにも拘らず、他にこの貸与の代償のことが約定に記されていないこと。

以上の理由により、「掛出し銀」は割符の利権の貸与の代償、即ち貸賃または譲渡料とも考えられるのではないか。即ち、松村はこの年四人から割符の利権の譲渡を受けた。代償は生糸五〇斤につき銀二五〇目であった。松村はこれにより四人に代って長崎に下向して実際に生糸を購入し(恐らくこの四人の糸割符仲間の割符糸高を)、転売等により差益を得た——以上のようにも考えられるのではないか。このように考えると、この史料をもつて、一年の取引終了直後に、各人の糸高に応じた増銀の配分が行われたことの証拠とすることは、出来ないことになる。ましてこの史料は、寛永一八年のものである。この史料と寛永一〇年当時長崎に会所があったという事実等から、少なくとも第一次鎖国令の寛永一〇年以降、

パンカダ価格とその後の入札価格との差益である増銀が配分された⁽²⁸⁾、と結論付けることは無理ではなからうか。

この増銀の問題に関連して、中村氏は一六三四年二月一日付のクレーケバッケルの総督ブラウエル宛て書翰の一節、「〔糸割符仲間〕以外の人々は、パンカダ仲間が二三五テールで契約した生糸に、即座に二八〇—三〇〇テールを支払わねばならず、さもなければ生糸はこれらの仲間の手に入ってしまうのである⁽²⁹⁾。」との記事を引いて次のように推測される。即ち、糸割符仲間以外の商人でも、入札により、パンカダ価に二、三割増の即金を払えば生糸を購入しえた。糸割符仲間の利権としての増銀はパンカダ価の二、三割に上った⁽³⁰⁾、と。

右の史料に見える生糸であるが、原文書からの訳者である永積洋子氏に伺ったところ、オランダ人の生糸のことであろう、との見解を示された(私信による)。とすると、増銀の実態を直接明らかにするものとして取り上げるには、この史料は不適當だということになるが、中村氏はこれをポルトガル人の生糸と見なしておられるようなので、今そう仮定して述べてみる。

氏は、増銀はパンカダ価格と諸国商人(糸割符仲間・その名儀借り等)による入札価格との差額とされる。即

ち氏は、糸割符仲間も非糸割符商人も等しく入札により現糸を購入した——糸割符商人の糸高は、現実の取引とは無関係——とされる。⁽³¹⁾ 現実に生糸を購入する(氏説によれば入札で)商人の内の、糸割符商人・その名義借りと非糸割符商人との比率は、氏の論文によっても不明であるが、この頃糸割符仲間は、オランダ人の生糸の入手にも意欲的であったのであるから、右の内後者が大きな割合を占めた、と考えるのは無理であろう。とすると、増銀即ちパンカダ価格と入札価格との差益といつても、その多くの部分は糸割符商人自身の出銀ということになる。仮に入札者が凡て糸割符仲間・その名義借りであったのなら、入札価格がいくらであれ、彼らがパンカダ価格で現糸を購入したという意味しかなく(個々の糸割符仲間の利権は一応度外視して)、入札者の中に占める非糸割符仲間の割合が増大すればする程、パンカダ価格と入札価格との差益の、糸割符仲間の実質的利権としての意味が大きくなる、ということになる。とにかく、増銀を氏のように理解するなら、右のクーケバツケルの書翰に見える二三五テール(パンカダ価格)と二八〇—三〇〇テール(入札価格)との差額(二、三割)が、即糸割符仲間の利得とは言えないであろう。

糸割符制度をめぐる諸問題(上)

右の書翰についての氏の解釈は——ということとは増銀そのものについての氏の見解ということになるが——ポルトガル船将来生糸は凡てパンカダ糸割符の対象になった、との考えが前提になっている、と言ってよいであろう。しかし、前述の通り決して全部一括取引が制度化されたわけではないとすると、右の史料についても別の解釈が可能となる。即ち、舶来生糸の内或る一定部分を、糸割符仲間が二三五テールのパンカダ価格で一括購入した。その他の生糸は、非糸割符仲間の商人が二八〇—三〇〇テールの高値で個別に購入した。後者の、非糸割符仲間の間の需要が乏しい場合は、それだけパンカダ対象の生糸がふえることとなった、という意味ではないか。この解釈に立てば、二三五テールのパンカダ価格で生糸を現実に行った糸割符仲間が、長崎でその生糸を転売する場合、その価格は二八〇—三〇〇テールに近いものであった、と思われ、その差額が増銀と言えるであろう。中村氏が引用された一六三七年一月一八日付クーケバツケルの書翰に見える、平戸商館から生糸を購入してその直後に転売する場合の差益が二五パーセントと、右の差額と近似の数値であることは、⁽³³⁾このように考えることによつて説明づけることが出来るのではないか。

さらに氏は、右の一六三四年二月一日付クーケバツケルの書翰により、パンカダ価格に二、三割を加えた額が長崎・平戸での国内向け相場であり、外国人側にとってパンカダによる糸価抑制分（取り前の圧縮分）があった、と言われる³⁴。しかし、糸割符制定以前でも、パンカダ価格で生糸を買った商人は、自身機織業者でない限りその生糸を転売するわけであり、そこに差益が生れるのは同様の筈である。私が諸処に記してきた通り、パンカダ価格がそれ以外の個別の商いの場合より比較的安くなるのは、人為の加わらない自然の現象と言うべきである。ポルトガル人はそれを承知でパンカダ取引を早くから行なってきた。パンカダがいやならやめればよいし、やめないまでも、パンカダ取引の全体の商いの中の割合も小さくすることは容易に出来た筈である。現に、前述の通り一六三〇年代に入る頃から、ポルトガル側はパンカダ対象の生糸量を削減している。行おうと思えばいつでも出来たにも拘わらず、行わなかったのは、糸割符制定後でも、少くとも一六三〇年頃迄は、パンカダ取引はポルトガル人にとって魅力ある商法であったことを示している。

なお中村氏は、パンカダ価格が安いのは、統一的価格

設定・総買取りという、糸割符制の政策的側面に求めざるをえない、と言われる³⁵が、統一的価格設定は即ちパンカダ取引の根幹であって糸割符制定以前から行われてきたことであり、総買取りは糸割符制においても（ポルトガル貿易では）行われていない。従って、安値の理由を糸割符制という政策に求めることは出来ない。

また増銀についても、実質的にパンカダ価格で購入した生糸の転売差益ということであれば、それは基本的に糸割符制定以前と同じであろう。その意味の増銀は存在したであろうが、今問題になっているのは、このような生糸の流通過程で当然生ずる転売差益の有無ではなく、とくにポルトガル貿易において、題糸高・個々の糸割符仲間の糸高に基づく増銀の配分が行われたことが立証出来るかどうかであろう。

* * *

勿論、パンカダ価格と二次的な転売価格との差益が糸割符商人の利権で、その差益の性格は基本的に糸割符制定以前と同じだと言っても、長崎におけるポルトガル貿易の実態が、その初期から鎖国に至るまで不変であった、と言っているわけではない。別稿に記したように、そして一部先に述べた通り、一六三一年頃からポルトガ

ル側はパンカダ取引を避ける姿勢を見せ、そして事実その直後から、パンカダ対象の生糸量を削減する措置——對抗措置と言ってよいであろう——をとってきた。

即ち、一六三一年（寛永八年）には、同じパンカダでも従来と異なる、ポルトガル側の利益を損うような措置を幕府がとったことを、オランダ史料が伝えている。それは、

一、パンカダ取引の対象となる商品種目の枠が拡大された。

二、パンカダ価格について、日本側が安値を強要する姿勢をとってきた。

右の二点を指摘することが出来る。³⁶ここへ来て、パンカダ取引の実態が変化した、と言ってよいようである。それは、一六二八年のシャムでの事件の影響で一時中断していたポルトガル貿易が、この一六三一年に再開されたこと、ポルトガル人の日本人に対する債務の増加等の外因もあるが、何と云っても、この一六三一年に糸割符制の改正が行われたことが、ここで重大な関わりがある、と言ふべきであろう。思うに、これは実質的には改正ではなく、この頃から、糸割符制が段階的にその実相を現わし始めた——即ち、幕府の長崎貿易に対する、実

効を伴った統制が始まったのではないであろうか。

尤も、この時期にポルトガル貿易に対する幕府の統制が強化された伏線としては、一六二〇年代半ばから、主にキリシタン対策としてポルトガル船に対する取締りが始められたこと³⁷を、指摘しなければならぬであろう。

一六三一年頃からパンカダ取引の実態が変化したことに対する、ポルトガル側と日本側双方の反応であるが、その直後の一六三二年一月一日付マカオ、セバステイアン・ソアレス・パエスのマカオ市に対する指令、及び一六三四年一月四日付マカオの有力者たちによる決議文書をまず挙げる。別稿で引用したので本文を掲げるのは避けるが、前者には、次のようなことが記されている。

一、日本人たちはパンカダ外での商品の入手を強く希望した。

二、その場合、日本人はその商品をパンカダ価格よりはるかに高値で買い入れた。

三、従って、ポルトガル人としては、出来るだけ多くの商品をパンカダ外の取引のために残しておくようにすべきである、等々。³⁸

一方後者には、マカオ市として、パンカダ外取引に付す生糸は六〇ピコに限定し、それ以外はパンカダ外取引

のための生糸を日本にもたらさないよう決議したことが見えている。⁽³⁹⁾

右の二点の史料は、表現の仕方は違うが、いずれもその頃マカオのポルトガル人の間で、日本においてパンカダ外で商品売りたいたいという希望が大きかったこと、そして同時に、日本人の間でもその要求が強かった、ということ伝えてあるものと言えよう。近時幕府によって統制が加えられ、パンカダの実態が変化したこと、糸割符制が実効を持ち始め、特定商人によるポルトガル船將來生糸独占・糸価抑制の意図が見え始めたことに対する、ポルトガル側の対抗措置であると共に、それに伴う混乱を物語るものではないか。そして右のような動向は、先の一六三四年二月一五日付クーケベツケルの書翰を、前述のように解釈する一つの根拠にもなる。

この点に関しては、一六三四年一月九日付長崎発、ルイス・タヴァレスのマカオ市宛て書翰の次の一節も、挙げねばならない。

「今年このカピタン・モール坐乗船で五カ市のバケのために、余りに僅かな生糸しか届かなかったので、統治者たちはかなり怒り、貴下等がこれ程僅かばかり生糸を送って来るのは正しくない。「中略」と言った。⁽⁴⁰⁾」

この史料は、一六三四年ポルトガル側が五市向けの、即ちパンカダ糸割符対象の生糸を僅かしかもたらさず、日本の役人たちの不興を買ったことを伝えている。これは、右に記した一六三一年頃から加えられた幕府の統制に対する、対抗措置であろうが、さらにそれに加えて一六三三年の第一次鎖国令により、生糸のパンカダ価格の決定が他の商品の商いに先行すべきことが命ぜられ、パンカダ価格が、他の商品の価格にまで影響を及ぼす可能性が出て来たことに対する、対策でもあろう。

注

(1) 中村質「初期糸割符制をめぐる諸問題」(『九州文化史研究所紀要』三〇、昭和六〇年三月)。以下中村論文とは凡て本論文をいう。

(2) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 14-II, f. 342. J. L. Alvarez-Taladriz, "Un Documento de sobre el Contrato de Armazón de la Nao de Trato entre Macao y Nagasaki", (『天理大学学報』一一ノ一) 一五頁。野間一正訳「マカオ・長崎間貿易船のアルマサン契約に関する一六一〇年の資料」(『キリシタン研究』一一二) 三六三頁。

(3) Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Ge-suitico 721. 拙稿「日本イエズス会の生糸貿易について」

『キリタン研究』一三二—一七二頁。

(4) Real Academia de la Historia, Cortes 565, f. 352v.

拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」(『キリタン研究』二〇)一九三頁。

(5) 中村論文、六頁。

(6) 同右、三〜七頁。

(7) Jap. Sin. 14-II, f. 341. J. L. Alvarez-Taladriz, op. cit., p. 6. 野間「正訳」前掲、三五九頁。

(8) 拙稿「糸割符制度の起源——中田易直教授の最近の論文を讀んで——」(『史学』五三ノ四)三・四頁。

(9) Jap. Sin. 41, f. 80. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f. 87v. F. Colín, Labor Evangelica, ed. P. Pastells, II, Barcelona, 1900, p. 689. J. F. Schütte, Valignanos Missionsgrundsätze für Japan, I, II, Roma, 1958, p. 457. 拙稿「日本イエズス会の生糸貿易について」一五一頁。(根本史料ではないが、F. Colín, op. cit., II, p. 73. の注にも同じ趣旨の記述があり、precio de la prima pancada の語が見える。)

(10) Cortes 565, ff. 291, 296.

(11) 中村論文、六・七頁。

(12) Ajuda, 49-IV-66, f. 96v. 拙稿「日本イエズス会の生糸貿易について」一六八頁。

(13) Ajuda, 49-IV-66, f. 96. 拙稿、同右、一六七頁。

(14) 拙稿「マカオ＝長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・

生糸価格」(『社会経済史学』四八ノ一)六七頁。

(15) 同右、五九〜六二・六九頁。

(16) 拙稿「マカオ＝長崎間における委託貿易について——鎖国以前の糸割符との関連において——」(『史学』四九ノ四)三七〜四八頁。

(17) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』三、岩波書店、昭和四四年、四〇八・四〇九・四一二頁。東大史料編纂所『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』原文編之二、昭和四九年、一三六・一三八頁。同訳文編之二(上)、昭和五〇年、一七〇・一七一・一七六頁。拙稿「マカオ＝長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」六七・六八頁。

(18) 永積洋子訳、前掲書、三、四一二頁。東大史料編纂所、前掲書、原文編之二、一三八頁。同訳文編之二(上)、一七六頁。山脇悌二郎「近世の対外関係」(森克己・沼田次郎編『対外関係史』山川出版社、昭和五三年)一二五頁。

(19) 永積洋子訳、前掲書、四、昭和四五年、二八・二九頁。東大史料編纂所、前掲書、原文編之三、昭和五二年、七四頁。同訳文編之三(上)、昭和五二年、一〇〇・一〇一頁。C. R. Boxer, The Great Ship from Amacon, Lisboa, 1959, p. 194.

(20) 永積洋子訳、前掲書、三、四九一頁。東大史料編纂所、前掲書、原文編之三、五一頁。同訳文編之三(上)、六五頁。

糸割符制度をめぐる諸問題(上)

- (21) 永積洋子訳、前掲書、四、一五二頁。東大史料編纂所、前掲書、原文編之三、三二八・三二九頁。同訳文編之三(下)、昭和五三年、二〇三〜二〇五頁。
- (22) 永積洋子訳、前掲書、四、一二五・一二六頁。東大史料編纂所、前掲書、原文編之三、二九四・二九五頁。同訳文編之三(下)、一五二・一五三頁。
- (23) 拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」二〇七〜二一五頁。
- (24) 『徳川禁令考』前集第六、四〇四九。
- (25) 九州文化史研究施設所蔵「松本文庫」、東大史料編纂所所蔵複製写真による。山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館、昭和三五年、一九八頁。
- (26) 明治大学刑事博物館所蔵奈良屋文書。中村論文、一〇・一一頁。
- (27) 中村論文、一一頁。
- (28) 同右、四一頁。
- (29) 永積洋子・武田万里子『平戸オランダ商館イギリス商館日記』そしえて、一九八一年、七三頁。
- (30) 中村論文、三九・四〇頁。
- (31) 同右、一二・一三頁。
- (32) 永積洋子訳、前掲書、三、二九二頁以下。東大史料編纂所、前掲書、訳文編之一(下)、昭和五一年、二〇六頁以下。永積洋子「平戸オランダ商館日記を通して見たパンカド」『日本歴史』二六〇、八五・八六頁。
- (33) 永積洋子・武田万里子、前掲書、八三頁。中村論文、四〇頁。
- (34) 中村論文、四〇頁。
- (35) 同右、二八・二九頁。
- (36) 拙稿「マカオと長崎間における委託貿易について——鎖国以前の糸割符との関連において——」三二〜三六頁。同「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」一九八〜二〇二頁。同「マカオと長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」六八・六九頁。
- (37) 拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、六五〇〜六五三。
- (38) C. R. Boxer, "Dois Documentos Inéditos acerca do Comércio entre Macau e o Japão durante os Anos de 1630-1635", *Revista Portuguesa de Historia*, XI, 1, pp. 73, 74. 拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」二一一〜二二三頁。
- (39) *Arquivos de Macau*, III, 3, p. 131. 拙稿「同右」二一三・二一四頁。
- (40) *Ajuda*, 49-V-11, f. 618v. 拙稿「マカオと長崎間における委託貿易について——鎖国以前の糸割符との関連において——」四一頁。